

認証制度全般に関するQ&A

<目次>

【制度概要に関すること】

- Q1 「いしかわ新型コロナ対策認証制度」の目的は何ですか。……………1
- Q2 「新型コロナ対策取組宣言」の仕組みはなくなるのですか。……………1
- Q3 「新型コロナ対策取組宣言」を行っていない飲食店、宿泊施設は、宣言をしてからでないと、認証の申請ができないのですか。……………1
- Q4 認証の取得は義務ですか。……………2
- Q5 認証を取得するとどのようなメリットがあるのですか。……………2
- Q6 申請に費用はかかりますか。……………2
- Q7 感染防止対策にかかる費用に対する補助制度はありますか。……………2
- Q8 認証に有効期限はありますか。……………2
- Q9 認証を取得すれば、新型コロナウイルス感染症の発生は必ず防げますか。万が一クラスターが発生した場合は県も責任を負ってくれるのですか。……………3

【対象事業者・施設に関すること】

- Q10 どのような施設が対象になりますか。……………3
- Q11 複数の店舗を経営していますが、申請は一つでよいですか。……………3
- Q12 休業中の施設でも申請はできますか。……………4
- Q13 なぜ飲食店が対象になるのですか。……………4
- Q14 なぜ客席がある飲食店・喫茶店に対象施設を限定しているのですか。……………4
- Q15 コンビニエンスストアを営んでいます。イートインスペース（客席）があり、利用者が飲食を行います。認証の対象施設とされないのですか。……………4
- Q16 社員食堂を営んでいます。認証の対象施設とされないのですか。……………4
- Q17 新型コロナウイルス感染症が流行する以前は、客席を設けて食事を提供する営業形態でしたが、現在は、従来の客席を残したままテイクアウト・デリバリー専門の飲食店に営業形態を変更しています。認証を受けることはできますか。……………4
- Q18 なぜ宿泊施設も対象としたのですか。……………4
- Q19 宿泊施設としてのホテルとあわせて、そのホテル内に飲食店も併設し、営んでいます。認証取得には、宿泊施設と飲食店のどちらの認証基準が適用されますか。……………5
- Q20 現在、施設を改装中ですが、申請できますか。……………5

【認証までの流れに関すること】

- Q21 どのように申請したらよいですか。……………5

- Q22 申請書はどこでもらえますか。……………6
- Q23 認証申請には、どのような書類が必要ですか。……………6
- Q24 申請書の申請者情報の生年月日はなぜ必要なのですか。……………6
- Q25 申請には営業許可証または届け出の標識の写しが必要となっておりますが、紛失してしまいました。どうすれば良いですか。……………6
- Q26 現地調査はいつ実施されますか。……………6
- Q27 現地調査はどのようなものですか。……………7
- Q28 認証ステッカーや認証書はどのように交付されますか。……………7
- Q29 賃貸物件等のため、認証のステッカーを貼ることができない場合は貼らなくていいですか。……………7
- Q30 基準において実施できない項目がありますが、認証を受けられますか。……………7
- Q31 認証を受けた店舗で感染者が認められた場合、どのように対応したらよいですか。……………7
- Q32 店舗の名称が変更になりました。手続きは必要ですか。……………8
- Q33 認証を取得していましたが、飲食店を閉店しました。手続きは必要ですか。……………8

【認証基準に関すること】

- Q34 認証取得に向けて対策をとろうと思いますが、取り組むべき対策内容は今後も変わりませんか。……………8
- Q35 認証基準が変更・追加された場合は、既に取得した認証はどのようなのですか。……………8
- Q36 新型コロナウイルス感染症が終息した後、認証制度はどうなりますか。……………8
- Q37 認証を受けていれば、飲食店への時短協力要請等には応じる必要はないですか。……………9

【認証取得後に関すること】

- Q38 認証を受けた店舗の情報は、県民に提供されるのでしょうか。……………9
- Q39 認証が取り消しになるケースはありますか。……………9
- Q40 認証取得後も、認証基準を満たしているかを確認に調査員が来ることはあるのですか。……………9
- Q41 認証後に店舗の利用者で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生しました。認証は取り消しとなるのですか。……………9
- Q42 認証書や認証ステッカーを汚損、紛失してしまいました。どうすれば良いですか。……………10
- Q43 認証取得後に、施設を大きく改装しました。手続きは必要ですか。……………10
- Q44 認証を取得した際の営業者の法人名が変わりました。手続きは必要ですか。……………10
- Q45 施設を廃業しました。手続きは必要ですか。……………10

【事務局その他に関すること】

- Q46 この制度について問い合わせたい場合は、どこへ連絡したら良いですか。……………10
- Q47 需要喚起策への参加は認証取得まで必要なのですか。……………10

【制度概要に関すること】

Q1 「いしかわ新型コロナ対策認証制度」の目的は何ですか。

石川県では、新型コロナウイルスの感染防止対策について、令和2年8月から、経済界と連携して、事業者が業種別ガイドラインを遵守していることを自主的に宣言する取り組みである「新型コロナ対策取組宣言」の普及を後押ししてきました。

一方で、国は、全国的な感染拡大を受けて、感染リスクが高いとされる飲食店における感染防止対策を強化するため、基準に基づいた感染防止対策が適切に講じられていることを第三者が認証する制度の導入を都道府県に促しています。

このため、本県では、従来の取り組みを発展させ、事業者の感染防止対策を県が認証する「いしかわ新型コロナ対策認証制度」を創設することとし、飲食店に加えて、本県独自に、観光立県として安全・安心が求められる宿泊施設も対象とすることとしました。

この取り組みを通じて、県民や観光客の皆様が、飲食店や宿泊施設をより安全に安心して利用できる環境づくりを推進します。

Q2 「新型コロナ対策取組宣言」の仕組みはなくなるのですか。

「新型コロナ対策取組宣言」の仕組みはなくなりません。この仕組みは、飲食店や宿泊施設を含む全ての業種が参加できます。従って、認証の対象となる飲食・宿泊施設以外の事業者の方は、これまで通り、自主的に宣言することで、感染防止対策の取り組みを徹底し、対外的にアピールすることができます。

Q3 「新型コロナ対策取組宣言」を行っていない飲食店、宿泊施設は、宣言をしてからでないと、認証の申請ができないのですか。

これまで「新型コロナ対策取組宣言」を行っていない飲食店、宿泊施設は、取組宣言の専用サイトで宣言をしてください。その上で、認証の申請をお願いします。

※「新型コロナ対策取組宣言」専用サイト

<http://ishikawa-act-against-covid19.jp/>

認証を取得した際に交付される認証ステッカーは、宣言のステッカーと一緒に掲示していただくこととなります。

インターネットを利用していないなど、専用サイトから宣言できない場合は、最寄りの商工会議所、商工会で、取組宣言についてご相談ください。



※ステッカー貼り付けイメージ

Q4 認証の取得は義務ですか。

認証の取得は義務ではありませんが、各施設においては、認証基準や業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底をお願いします。

なお、GOTOイート事業や県民向け県内旅行応援事業など、県が実施する需要喚起事業においては、認証の取得を参加要件とすることとしています。こうした事業への参加を希望される飲食店、宿泊施設においては、速やかに認証を取得されるようお願いします。

Q5 認証を取得するとどのようなメリットがあるのですか。

認証を取得することにより、利用者に適切な感染防止対策が行われている店舗であるという安心と信頼を提供することができると考えます。

また、認証を受けた店舗／施設については、いしかわ新型コロナ対策認証制度ホームページ等にその情報を掲載し、周知を行います。

なお、GOTOイート事業や県民向け県内旅行応援事業など、県が実施する需要喚起事業においては、認証の取得を参加要件とすることとしています。

Q6 申請に費用はかかりますか。

この制度の申請及び認証について、費用はかかりません。ただし、感染防止対策のために必要な経費については、店舗の状況によって、別途必要となる可能性があります。

Q7 感染防止対策にかかる費用に対する補助制度はありますか。

<宿泊事業者の場合>

感染防止対策に係る備品・消耗品の購入、施設の改修等にかかる費用に対し、国・県あわせて3/4を補助（上限750万円）する制度があります。詳細については県HPをご覧ください。

URL：<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankou/shien.html>

<飲食店の場合>

石川県事業者支援ワンストップコールセンターにご相談ください。

（電話番号）076-225-1920

Q8 認証に有効期限はありますか。

認証の有効期限は1年間です。有効期間後も引き続き認証を受ける場合には、満了日の2ヶ月前までに更新の申請をしてください。

なお、更新申請書は県ホームページからダウンロードできます。

Q9 認証を取得すれば、新型コロナウイルス感染症の発生は必ず防げますか。万が一クラスターが発生した場合は県も責任を負ってくれるのですか。

県の認証は、事業者が認証基準に沿った感染防止対策を講じていることを確認し、認証する制度です。

感染防止には、「事業者・従業員の取り組み」、「施設設備」、「利用者の協力」などの対策が必要です。そのため、認証を取得すれば、必ず発生を防げるというものではありませんが、感染防止対策を講じることで、発生リスクを下げるができると思います。

なお、認証施設でクラスターが発生した場合でも、事業者や利用者に生じる損失又は損害については、県が責任を負うものではありません。

【対象事業者・施設に関すること】

Q10 どのような施設が対象になりますか。

対象となる施設は、いしかわ新型コロナ対策認証制度実施要綱第2条に規定したとおり、営業許可の種類、客席の有無、主たる営業形態や利用者等により規定されています。対象施設及び対象外施設の一般的な例は下表を参考としてください。

注：一般的な例であり、各施設の営業形態等によって対象の適否は変わります。

対象施設例	対象外施設例
<p>【要綱第2条第1号に該当する施設】 食堂、レストラン、料理店、カフェ、喫茶店、焼肉屋、お好み焼き屋、居酒屋 フードコートの各飲食店、結婚式場等 （いずれも風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号、以下「風営法」という。）第2条第4項及び第11項に該当する施設を除く）</p> <p>【要綱第2条第2号に該当する施設】 旅館、ホテル、簡易宿所、民泊 （いずれも風営法第2条第6項に該当する施設を除く）</p>	<p>【飲食のための客席無し】 弁当屋、仕出し屋、デリバリー（ピザ屋等）、たこ焼き屋、キッチンカー、屋台等</p> <p>【販売等が主たる営業形態】 スーパーマーケット、コンビニエンスストア、カラオケボックス等</p> <p>【特定の者を対象】 学校給食、病院給食、社員給食（社員食堂）等</p> <p>【宿泊者が対象】 宿泊施設に付随した飲食店（ホテル宴会場等）</p>

Q11 複数の店舗を経営していますが、申請は一つでよいですか。

本制度は店舗ごとに認証するものですので、店舗ごと別々に申請してください。

Q12 休業中の施設でも申請はできますか。

今後、営業再開を予定していて、現地確認等への対応が可能であれば、申請することができます。

Q13 なぜ飲食店が対象になるのですか。

飲食店では、食事をしている間、マスクを外し、かつ、人と対面するなど、感染リスクが高い行為が発生しやすくなると考えられているため、対象としました。

Q14 なぜ客席がある飲食店・喫茶店に対象施設を限定しているのですか。

客席がある飲食店・喫茶店などは、食事をしている間、マスクを外し、かつ人と対面するなど、感染リスクが高い行為が発生しやすくなります。それら施設では、感染拡大防止のため重点的に感染防止対策をとっていただきたいことから、対象施設を限定しています。

Q15 コンビニエンスストアを営営しています。イートインスペース（客席）があり、利用者が飲食を行いますが、認証の対象施設とならないのですか。

コンビニエンスストアは、物品や調理した食品の販売等を主たる目的とした施設であり、対象施設となりません。

Q16 社員食堂を運営しています。認証の対象施設とならないのですか。

社員食堂は、特定の者を対象として飲食させる施設であり、広く県民が利用することができないため、対象施設となりません。認証の対象施設にならない場合でも、事業者自身で、適切な感染防止対策の実施をお願いします。

Q17 新型コロナウイルス感染症が流行する以前は、客席を設けて食事を提供する営業形態でしたが、現在は、従来の客席を残したままテイクアウト・デリバリー専門の飲食店に営業形態を変更しています。認証を受けることはできますか。

テイクアウト・デリバリー専門店から飲食のための客席を設けて食事を提供する以前の営業形態に戻した場合は、認証の対象施設となります。

Q18 なぜ宿泊施設も対象としたのですか。

石川県には、県内外から観光で訪れる方が多くいらっしゃいます。そうした方々により安心して宿泊施設を利用していただくため、対象としました。

Q19 宿泊施設としてのホテルとあわせて、そのホテル内に飲食店も併設し、経営しています。認証取得には、宿泊施設と飲食店のどちらの認証基準が適用されますか。

ホテルについては、ホテル・宿泊業の認証基準が適用されます。

ホテル内の飲食店については、営業許可証の営業の種類欄に「飲食店営業（旅館）」、「飲食店営業（ホテル）」、「飲食店営業（旅館・ホテル）」、「飲食店営業（簡易宿所）」と記載されている場合は、宿泊施設に付随した飲食店となり、ホテル・宿泊業の認証基準が適用されます。

なお、宿泊客以外も含む不特定のお客様を対象とするホテル内の飲食店について、営業許可証の営業の種類欄に「飲食店営業（レストラン）」、「飲食店営業（料理屋）」等と記載されている場合は、飲食業としての認証基準が適用されます。

Q20 現在、施設を改装中ですが、申請できますか。

申請時には、アピール項目を除くすべての項目について基準を満たしている（該当しないものは「該当しない」にチェック）必要があるため、施設・設備に工事が必要であれば、すべて完了した上で申請するようにしてください。

【認証までの流れに関すること】

Q21 どのように申請したらよいですか。

まず県ホームページに掲載されている「申請にあたっての確認事項」、「チェックシート」に必要事項を記入し保存いただき、その上で、本認証制度用Webサイトにて必要事項を記入し、上記をはじめ必要書類の電子ファイルを添付していただくことで申請が可能です（可能な限りWeb申請をお願い致します）。または、県ホームページに掲載されている申込書に必要事項を記入し、郵送にて事務局へ申請してください。

（県ホームページ）

URL：<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankou/ninshou.html>

（提出先）いしかわ新型コロナ対策認証制度事務局

URL：<https://ishikawa-anshin-ninsyou.jp/>

郵送：〒920-0901

石川県金沢市彦三町2-1-45 おさしビル5階503号室

いしかわ新型コロナ対策認証制度事務局 申請受付係 宛

Q22 申請書はどこでもらえますか。

県ホームページまたは認証制度特設ウェブサイトからダウンロードしてください。ダウンロードできない場合や不明な点がある場合は、事務局へご連絡ください。

また、お使いの端末によってはWord様式が正しく表示されない場合があります。その場合は、恐れ入りますが、PDF様式をご利用いただきますようお願いいたします。

(県ホームページ)

URL：<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankou/ninshou.html>

(特設ウェブサイト)

URL：<https://ishikawa-anshin-ninsyou.jp/>

(連絡先) いしかわ新型コロナ対策認証制度事務局

電話番号 076-262-6170

9:30～17:30 (平日のみ受付)

Q23 認証申請には、どのような書類が必要ですか。

認証申請には、申請書、確認書、チェックシート、営業許可証または届け出の標識の写しが必要です。

Q24 申請書の申請者情報の生年月日はなぜ必要なのですか。

必要に応じ、いしかわ新型コロナ対策認証制度実施要綱第2条に基づき、申請者等が暴力団員でないことを確認する手続き等に必要な場合があるため、記載をお願いしております。なお、この個人情報については、「いしかわ新型コロナ対策認証制度に係る個人情報の取扱いについて」の規程に基づいて管理し、公表はいたしません。

Q25 申請には営業許可証または届け出の標識の写しが必要となっておりますが、紛失してしまいました。どうすれば良いですか。

営業許可証等を紛失された場合は、許可標識の写真(画像)等をご提出ください。ご準備ができない場合は、事務局へご連絡ください。(※保健所等への営業許可証再発行の依頼はお控えください。)

(連絡先) いしかわ新型コロナ対策認証制度事務局

電話番号：076-262-6170

Q26 現地調査はいつ実施されますか。

申請いただいた後、事務局から連絡がありますので、現地調査の日程を調整してください。

※申請時の現地調査の日時は、必ず事前に調整します。飛び込みや抜き打ちでの調査はありません。ただし、認証後に行う現地調査は、事前連絡なしで行うことがあります。また、再度調査が必要な場合は、申請状況により再調査まで時間を要することがあります。

Q27 現地調査はどのようなものですか。

現地調査では、アクリル板や消毒液の設置や配置場所、注意喚起の掲示物など、申請された内容どおりかを実際の施設に伺い確認します。その他、感染対策の取組内容等について、口頭でお聞きしますので、調査時に対策内容を説明できる方の立会をお願いします。

Q28 認証ステッカーや認証書はどのように交付されますか。

認証ステッカーについては、申請内容に基づいて現地調査を実施し、チェックシートに記載されている内容がすべて満たされていることが確認できれば、その場で交付いたします。

認証書については、後日（現地調査から1～2週間程度）、事務局より郵送いたします。

Q29 賃貸物件等のため、認証のステッカーを貼ることができない場合は貼らなくていいですか。

認証のステッカーは必ず掲示してください。窓や扉に貼ることができない場合は、透明なケース等に入れるなどして、出入り口付近に設置するなどの工夫をお願いいたします。

Q30 基準において実施できない項目がありますが、認証を受けられますか。

認証基準には、必須項目とアピール項目の2種類があり、そのうちアピール項目については、認証のための必須要件ではなく、事業者の自主的な取組としてアピールできる項目としております。それらを除く必須項目については、全ての項目について取り組んでいることが認証の条件となります。

ただし、該当しない項目（例：ビュッフェスタイル等での提供は行っていないなど）については、実施する必要はありません。

Q31 店舗で感染者が認められた場合、どのように対応したらよいですか。

保健所の指示・調査等に誠実かつ積極的に対応・協力し、当該店舗からの感染拡大防止策を講じてください。利用者リスト等で利用者が特定できない場合など、必要に応じ、保健所等の指示に基づいて、感染の可能性がある営業日など感染拡大防止のための情報を公表していただく場合があります。

なお、認証事業者が感染防止対策の実施を怠ったことにより、認証施設の従業員又は利用者のうちから新型コロナウイルス感染症の患者が発生した場合は、いしかわ新型コロナ対策認証制度実施要綱第13条に基づき、認証の辞退を申し出ていただく必要があります。県ホームページに掲載されている「辞退届」を提出してください。

Q32 店舗の名称が変更になりました。手続きは必要ですか。

店舗の名称が変更になった場合には、変更の報告をしていただく必要があります。県ホームページに掲載されている「変更届」を提出してください。

なお、変更の報告が必要な主な事項は、下記のとおりです。

・申請内容の変更

※認証基準の項目のうち、該当していなかった項目が該当することとなった場合に必要となります。

(例) カウンター席を設けた

 ビュッフェスタイル等での提供を行うこととした

 カラオケを使用し始めた

・店舗の名称の変更

・店舗の所在地の変更 等

Q33 認証を取得していましたが、飲食店を閉店しました。手続きは必要ですか。

いしかわ新型コロナ対策認証制度実施要綱第13条に基づき、認証の辞退を申し出てください。県ホームページに掲載されている「辞退届」を提出してください。

【認証基準に関すること】

※個々の基準の解釈については「認証基準に関するQ&A」をご確認ください。

Q34 認証取得に向けて対策をとろうと思いますが、取り組むべき対策内容は今後も変わりませんか。

認証基準は、新型コロナウイルスの性質や流行状況等を踏まえ、国が示す基準等に基づいて作成されています。変異株の発生や流行状況等、今後の状況に応じて認証基準は変更・追加される可能性があります。

Q35 認証基準が変更・追加された場合は、既に取得した認証はどうなるのですか。

認証基準の変更・追加がある場合、その内容は、ウイルスの性質の変化や流行状況等に応じたものとなります。現時点では対応は未定ですが、感染防止という観点から、一般的には既に取得した認証を維持するには、変更・追加された内容に適合することが必要になると想定されます（一定期間の猶予措置が設けられることもあります。）。

Q36 新型コロナウイルス感染症が収束した後、認証制度はどうなりますか。

認証制度は、新型コロナウイルス感染症の収束等の状況を勘案し、適切な時期に終了その他の見直しを行うこととしています。

Q37 認証を受けていれば、飲食店への時短協力要請等には応じる必要はないですか。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく飲食店の時短営業等の協力要請については、新型コロナウイルス感染症の急速なまん延のおそれがある場合等に要請されるものであり、新たな感染者の抑制はもとより、不要不急の外出を控えていただき人流を抑制するという目的もあることから、認証の有無に関わらず、感染拡大防止のため、協力要請に応じていただくようお願いします。

【認証取得後に関すること】

Q38 認証を受けた店舗の情報は、県民に提供されるのでしょうか。

認証を受けた店舗の情報は、以下のとおり掲載し、情報提供いたします。

・いしかわ新型コロナ対策認証制度ホームページ

→営業の種類・業態、所在地、電話番号、感染対策責任者の役職・氏名、感染対策の取組内容、施設の名称、ホームページ等 URL

・いしかわ新型コロナ対策認証書

→営業の種類・業態、所在地、電話番号、感染対策責任者の役職・氏名、認証制度の有効期間、施設の名称、認証番号、認証日

Q39 認証が取り消しになるケースはありますか。

認証施設が認証の要件（認証基準等）を満たさなくなった時や事業者が感染防止対策を怠ったことにより感染者が発生した時、その他調査員が行う感染防止対策の実施状況の調査を正当な理由無く拒んだ時等には認証を取り消します。なお、取消しの日から6か月間は新たに認証の申請はできません。

Q40 認証取得後も、認証基準を満たしているかを確認に調査員が来ることはあるのですか。

感染防止対策が実施されていない疑いがある場合や特定の地域で流行が認められる場合等、必要に応じて感染防止対策の実施状況を確認に伺う場合があります。

Q41 認証後に店舗の利用者で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生しました。認証は取り消しとなるのですか。

認証事業者が感染防止対策の実施を怠ったことにより、認証施設の従業員又は利用者の中から新型コロナウイルス感染症の患者が発生した場合は、いしかわ新型コロナ対策認証制度実施要綱第13条に基づき、認証の辞退を申し出ていただいたうえで、認証は取り消しとなります。

Q42 認証書や認証ステッカーを汚損、紛失してしまいました。どうすれば良いですか。

認証ステッカー等が、認証事業者の責めに帰すことができない理由により汚損し、又は紛失した場合は、いしかわ新型コロナ対策認証制度実施要綱第6条に基づき、「再交付申請書」をご提出ください。なお、認証書、認証ステッカーは、適切に管理、使用するようお願いいたします。

Q43 認証取得後に、施設を大きく改装しました。手続きは必要ですか。

当初の認証内容と同一性が認められないような変更（大幅な改装等）の場合は、あらためて認証申請が必要です。また、認証制度とは別に、施設の所在地を管轄する保健所に届出等が必要となることもありますので、保健所にもご相談ください。

Q44 認証を取得した際の営業者の法人名が変わりました。手続きは必要ですか。

同一法人での名称変更の場合は、「変更届」を提出してください。別法人や個人に営業者が変わる場合は、あらためて認証申請が必要となります。

Q45 施設を廃業しました。手続きは必要ですか。

施設を廃業した後に、認証書を添えて、「辞退届」を提出してください。

【事務局その他に関すること】

Q46 この制度について問い合わせたい場合は、どこへ連絡したら良いですか。

「いしかわ新型コロナ対策認証制度事務局」へご連絡ください。

（電話番号）076-262-6170

9:30～17:30（平日のみ受付）

Q47 需要喚起策への参加は認証取得まで必要なのですか。

需要喚起策については、県が、感染状況や認証の申請状況を踏まえた上で開始時期を判断しますが、認証取得を参加要件としておりますので、できるだけ早く申請をお願いします。